

瑞穂監第56号  
平成26年3月26日

瑞穂市長  
堀 孝 正 様

瑞穂市議会議長  
星 川 睦 枝 様

瑞穂市代表監査委員 井 上 和 子

瑞穂市監査委員 若 園 五 朗

#### 定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、「環境課」の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

## 定期監査結果報告書

### 第1 監査の概要

#### 1 監査の対象

「環境課」における平成25年4月1日から平成25年12月末日までの財務に関する事務の執行と、重点項目として「ごみ減量化」についての監査を行った。

環境課は、課長以下5名の職員と補助職員1名で次の事務を行っている。

- (1) 環境衛生に関すること
- (2) 一般廃棄物に関すること
- (3) 美来の森（みらいのもり）、巣南集積場に関すること
- (4) 空閑地に関すること
- (5) 公害に関すること
- (6) 狂犬病予防に関すること
- (7) し尿処理に関すること
- (8) 浄化槽の設置及び補助に関すること
- (9) 太陽光発電システムの設置補助に関すること
- (10) 地球温暖化対策事業に関すること

#### 2 監査の実施日

平成26年2月6日（木）

#### 3 実施した監査手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び「ごみ減量化」の状況について、提出された資料を基に、通常実施すべき監査手続を実施した。

### 第2 監査の結果

#### 1 財務について

##### (1) 執行状況について

「環境課」における財務の執行については、次のとおりで、財務の事務は概ね適正に執行されているものと認められた。

平成25年12月末現在

	予算額（円）	収入・執行済額（円）	比率（％）
歳入	156,404,000	74,836,613	47.8
歳出	890,783,000	613,712,021	68.9

## 2 当市における「ごみ」の状況について

### (1) ごみ総排出量及び将来予測について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、当市においては平成21年3月に「一般廃棄物処理基本計画～ごみ処理基本計画～」(以下、「前計画」という。)が策定された。そこでは、最終目標年次を平成35年度、第1次目標年次を平成25年度と設定している。さらに、前計画では5年ごとに内容を見直すこととしていることから、今回、平成25年11月に「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(素案)」(以下「本計画」という。)が策定されている。

当市においては、ごみの区分を「可燃ごみ」「粗大ごみ」「資源ごみ」「有害ごみ」と、地域の各種団体が行う古紙等の「集団回収」に分けており、本計画及び環境課からの提出資料によると、ごみ総排出量等の推移及び将来予測は、次のとおりである。

区分/年度	実績値				見通し 25	最終目標年次 35
	21	22	23	24		
計画収集人口(人)	51,271	51,634	52,083	52,453	52,641	53,847
ごみ総排出量(t)	*16,582	15,682	15,235	*14,285	*14,608	13,841
可燃ごみ(t)	11,956	11,685	11,862	11,911	11,910	11,195
粗大ごみ(t)	1,571	1,568	1,349	671	736	755
資源ごみ(t)	1,569	1,470	1,205	1,056	1,151	1,074
有害ごみ(t)	13	21	13	12	13	14
集団回収量(t)	1,472	938	806	636	797	803
1人1日あたりごみ 総排出量(g/人・日)	886	832	799	746	760	702
1人1日あたり可燃 ごみ量(g/人・日)	639	620	622	622	620	568

※誤差は端数処理による

平成23年8月から、粗大ごみが有料となった。有料化の目的はごみ減量化であり、特に事業系のごみ搬入に対する抑制策であったと説明を受けた。有料化の実施により、目的通り事業系のごみ搬入が無くなり、平成23年度は1,349t排出されていた粗大ごみが、平成24年度は671tとほぼ半減しており、大きな成果を挙げている。

平成35年度(最終目標年次)のごみ総排出量は13,841tになると予測しており、平成24年度の実績値14,285tと比較すると、444t(3.1%)の減少となる。この要因は可燃ごみにあり、同716t(6.0%)減少すると予測している。

ちなみに、全国のごみ総排出量は、平成12年度から減少傾向にあったが、平成22年度以降は横ばい傾向となっている。減少要因は、排出抑制

とともに、平成 13 年 4 月から施行された家電リサイクル法により、冷蔵庫、洗濯機、テレビ、エアコンの粗大ごみを市町村で処理しなくなった効果も大きいと想定されている。

次に、1 人 1 日あたりごみ総排出量であるが、平成 24 年度実績は 746g/人・日であり、平成 19 年度の実績（926g/人・日）から約 2 割の削減が実現している。前計画で定められた平成 35 年度（最終目標年次）の目標値 811g/人・日も大きく下回っていることから、本計画においては 702g/人・日に見直されている。

1 人 1 日あたりごみ総排出量が減少している理由は、粗大ごみと集団回収量の減少にある。可燃ごみは平成 22 年度以降増加傾向にあるが、将来予測では減少すると予測している。計画収集人口が増加し続ける予測からすれば、可燃ごみも人口に比例して増加すると考えるのが一般的である。この点について環境課からは、プラスチック製容器包装の分別区分の変更が理由であると説明を受けた。従来、一部地域において可燃ごみ・不燃ごみとして処理していたプラスチック製容器包装を、資源ごみとして扱うことに統一することにより減少すると予測しているとのことである。

この環境課の予測に基づけば、可燃ごみの減少に相当する量の資源ごみが増加すると思われるが、資源ごみは横ばいとなっている。現在のところ民間業者によるごみの回収量は把握されておらず、このような市で把握できないごみの排出量の増加が、1 人 1 日あたりごみ総排出量を減少させることに繋がっている可能性がある。

なお、可燃ごみと粗大ごみの一部が最終処分（埋立）されているが、当市にある 2 ヶ所の処分場はすでに埋立容量に達している。そのため、現在の処理方法は、民間の最終処分場への委託となっている。

## （2）ごみ処理における収支について

ごみ処理における収支の推移は、次のとおりである。

年度	歳入(円)	歳出(円)	歳入－歳出(円)
平成 21 年度	65,661,827	684,721,208	△ 619,059,381
平成 22 年度	76,335,988	560,572,856	△ 484,236,868
平成 23 年度	91,050,063	574,293,408	△ 483,243,345
平成 24 年度 (参考:12 月末日)	89,259,952 (69,229,494)	520,243,103 (506,880,119)	△ 430,983,151 (△ 437,650,625)
平成 25 年度	63,774,650	532,418,718	△ 468,644,068

※平成 25 年度は 12 月末日現在（ただし、歳出は支出負担行為済額）

平成 23 年度の歳入額であるが、平成 22 年度と比べると 14,714,075 円の増加となっている。この主な原因は、粗大ごみ有料化に伴う処理手

数料の増収にある。平成 22 年度は 334,300 円であった処理手数料が、平成 23 年度には 12,177,100 円となり、その増加額は 11,842,800 円となっている。

平成 24 年度の歳出額であるが、平成 23 年度と比べると 54,050,305 円の減少となっている。この主な原因は、一般廃棄物運搬・処理業務委託等が低く抑えられたことにある。平成 23 年度の同業務委託金額は 113,872,805 円であったが、平成 24 年度は、ほぼ半減して 55,111,501 円となり、その減少額は 58,761,304 円 (51.6%) となっている。

平成 25 年度の収支であるが、平成 24 年度 12 月末日の金額と比べると歳入は 5,454,844 円 (7.9%) 減少しており、この主な原因は、可燃ごみ処理手数料 3,201,000 円 (6.9%) の減少にある。なお、平成 25 年度のごみの指定袋の収入のうち、ごみ処理費用に充てられる応益負担は次のとおりである。

単位：円／枚

種 類	販売価格 ①	原 価 ②	応益負担 ③ (①-②)	割 合 ③÷①
可燃ごみ大 (30L)	50	6.930	43.070	86.1%
可燃ごみ小 (20L)	30	4.935	25.065	83.6%
粗大ごみ	200	60.795	139.205	69.6%

可燃ごみの指定袋は 20 枚単位で販売されているので、実際のところ大サイズは 861.4 円、小サイズは 501.3 円が応益負担されていることになる。

歳入が減少した一方で、歳出は 25,538,599 円 (5.0%) 増加している。この主な原因は、一般廃棄物運搬・処理業務委託等が 18,295,065 円 (47.2%) 増加したことにより、ごみ総排出量の増加も関連しているものと思われる。なお、収集業務の委託料については、平成 22 年度から一律 117,343,800 円となっている。

### (3) 不法投棄について

平成 21 年度からの不法投棄の件数、回収・処分費用である運搬処理業務委託料は、次のとおりである。

年 度	不法投棄件数（件）		運搬処理業務 委託料（円）
	集積場等	合 計	
平成 21 年度	27	96	559,925
平成 22 年度	71	132	371,880
平成 23 年度	85	199	533,445
平成 24 年度	50	165	353,250
平成 25 年度	11	37	137,364
合 計	244	629	1,955,864

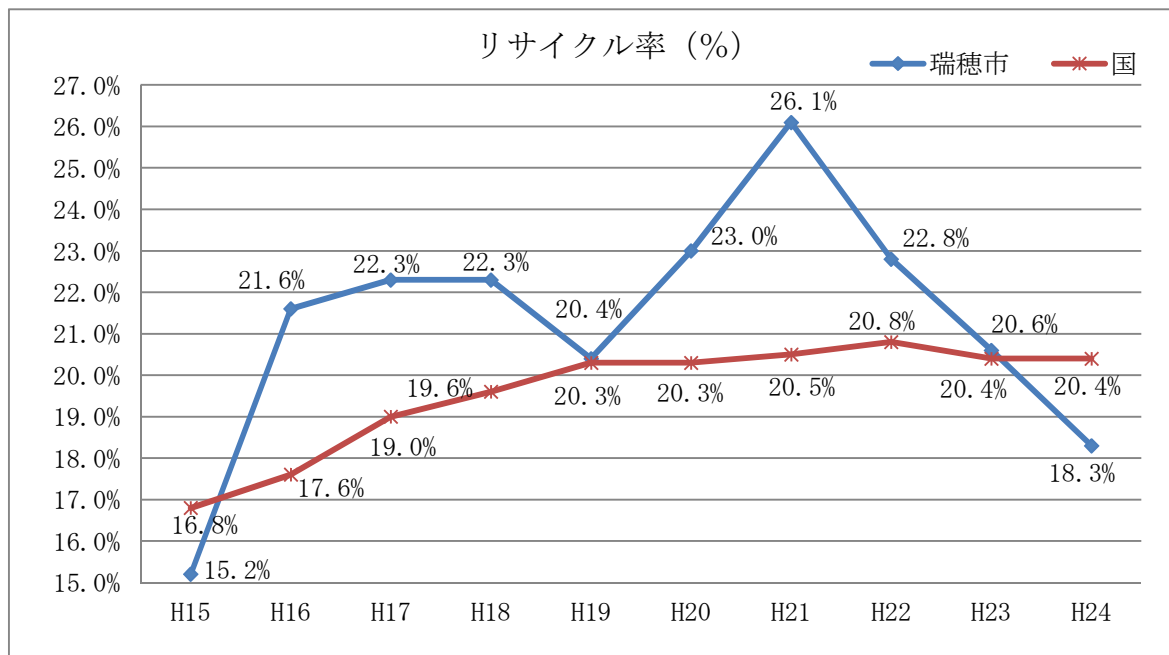
※平成 25 年度は 12 月末日現在

不法投棄は、指定された排出・搬入場所以外の場所へごみを投棄することをいうものであるが、当市においては、「指定された場所への排出・搬入ではあるが、指定（分別）されていないごみの排出・搬入」といった、いわゆる不適正排出も不法投棄件数に含んでいる。

平成 21 年度から増加していた不法投棄件数であるが、粗大ごみ有料化が実施された平成 23 年度の 199 件をピークに、減少に転じている。

#### （４）リサイクル率について

本計画によるリサイクル率の推移は、次のとおりである。



リサイクル率は、「総資源化量（資源ごみ＋集団回収量＋処理委託先による資源化量）÷ごみ総排出量」で算出される。平成 24 年度のリサイクル率は 18.3% となっており、平成 15 年度以来、9 年ぶりに全国平均を下回る結果となっている。さらに、全国では近年、横ばい状態にあるとこ

る、当市においては平成 21 年度をピークに減少の一途をたどっている。

本計画によれば、金属類や古紙類等の民間回収ルートの増加に伴う集団回収量の減少により、当市が把握できる資源ごみの量が少なくなったことで、近年のリサイクル率が減少傾向に傾いたと説明されている。なお、環境課からの提出資料によると、平成 25 年度は前年度より 2.0%改善して 20.3%になると見込まれているが、その後は同じ水準で推移していくと予測されている。

### 3 今後の「ごみ」減量化に向けて

#### (1) 市民との協働について

本計画では、平成 35 年度（最終目標年次）までに 1 人 1 日当たりごみ総排出量を平成 19 年度実績の 926g/人・日から、702g/人・日（24%減）に削減すること、リサイクル率を 30%にすることを目標として掲げている。この目標を達成するための具体的な取り組みとして、発生抑制（Reduce）に関するもの 8 項目、資源化（Recycle）に関するもの 6 項目、適正処理に関するもの 3 項目の合計 17 項目が示されている。

この中でも、「可燃ごみ及び資源ごみの収集回数を見直す」とする取り組みは、市民への影響が特に大きい取り組みである。当市のごみ収集は「ステーション方式」を採用している。ごみの収集方式には「ステーション方式」「戸別収集方式」「拠点回収方式」等があるが、このステーション方式では、まず清掃車の収集ルートを定め、そのルート沿いにステーション（駅）を設置する。市民は最寄りのステーションにごみを持ち出すもので、最も効率的であることから広く普及している。

現在、資源ごみ回収の日には、市民により各ステーションの管理が行われているが、収集回数が増えることで、管理負担が増すこととなってしまふ。そのため、市民への影響が大きいと判断されるが、この取り組みによる問題点は当然把握されていることから、分別区分の統一に合わせて説明を行っていくとのことであった。

ごみの収集回数の変更に限らず、本計画に掲げた目標達成のための取り組みの中には、行政が一方的に指示を行うだけでは十分な成果が出ないと思われるものもある。その中に明記されてはいないが、不法投棄問題もその一つである。不法投棄を防止するには、不法投棄されやすい現場を頻繁に監視して摘発確率を高めたり、摘発時の罰金をさらに高額にしたりする方法しかないとされている。そのため、問題の解決には、市民と協働して現場の監視を行うことが効果的であるといえる。市民との協働の推進やごみ問題に対する意識の啓発に努めることで、市の総合計画の一つの基本目標でもある「心豊かな住みよいまちづくり」の実現を目指していただきたい。

#### (2) 情報の提供について

前計画で示された課題の一つに、ごみに関する情報提供不足が挙げられていた。本計画では、①広報紙での定期的な情報提供、②廃棄物減量等推進員の委嘱、③「ごみ分別の手引き」の全戸配布の3点の実施により、この課題を達成したとしている。

本計画に記載されている通り、ごみに関する情報提供は以前に比べると充実してきたといえる。しかし、粗大ごみ有料化を実施した後、その結果に関する情報が提供されていないことなどからすると、なお改善の余地があると思われる。

粗大ごみ有料化は、市民に大きな影響を与えた取り組みであっただけに、その成果や課題に関する情報を得たいと思う市民もいると思われる。情報を集約して、一目で分かる資料の作成・提供に努めていただきたい。また、ごみ有料化の導入効果や一般廃棄物処理コストに関する情報など、これまで以上に、ごみに関する情報の内容及び量の充実に努めていただき、環境意識の高揚を図られたい。

なお、情報提供不足により生じる問題の1つとして、先の不適正排出が挙げられる。不適正排出は、賃貸集合住宅（アパート）に居住する単身赴任者や学生、外国人など、自治会に加入せず地域社会とのつながりが希薄な住民に起こりやすいとされているので考慮されたい。

### （3）事業者に対する指導について

前計画に示された課題の一つである多量排出事業者への指導については、本計画の中で唯一、未実施となっていた。この点について質問したところ、現実的に問題が生じていないことから、特別に施策を実施する必要が無かったためであると説明を受けた。

提出された資料によると、事業系可燃ごみの排出量は、平成24年度で5,518tとなっている。同年度のごみ総排出量は14,285tであることから、市内から排出されたごみの約1/3は、事業者から排出された可燃ごみということになる。

当市における事業系一般廃棄物の処理費用のうち、「収集・運搬」費用は事業者の負担となる。そのため、各事業者は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条に基づく許可業者に、ごみの収集・運搬を委託することとなる。一方、「処理・処分」費用は市の負担となる。同法により、処理の責任は市町村にあるとされるためであり、その処理費用は、市の財政に影響を与える。

また、同法は事業者の責任について、「廃棄物を自らの責任において適正に処理し」、「廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努め」なければならないと規定している。しかし、市では、事業系ごみが「適正に処理」されているのか、また、事業者が「減量に努め」ているのかについては把握されていないと思われる。そのため、市内事業所の産業分類毎のごみの組成分析や、ごみの減量・リサイクルを推進するインセ



ンティブについて、調査研究を図りたい。さらに、事業系一般廃棄物の削減は市の歳出削減に繋がることから、減量化計画策定などの指導、立ち入り検査の実施、適正処理に関する改善勧告などに努めていただきたい。

また、粗大ごみの有料化に伴い事業系のごみ搬入がなくなったとのことであるが、搬入はなくなってもごみ自体はなくなるはずであり、どこかで処理されているはずである。不法投棄につながらないように、実態の把握にも努めていただきたい。

#### (4) ごみ有料化について

平成19年6月に環境省から出された「一般廃棄物処理有料化の手引き」によると、有料化の目的には、「排出抑制や再生利用の促進、公平性の確保、住民の意識改革、その他の効果（環境負荷および収集運搬費用や処理費用の低減等）」があるとされている。

ごみの処理を有料化するとごみを減らすほど負担額も減るので、ごみ削減への動機付けや意識改革、ごみ問題に対する住民意識の向上が期待される。しかし、数年後には分別する手間が面倒になって元に戻ってしまう「リバウンド現象」の発生も多いとされている。

有料化に当たっては、ごみの減量効果が最大限に得られるような料金設定が必要である。有料化の目的や効果、コスト分析の結果を十分に検討した上で、料金レベルを決定する必要があるとされているので、減量効果を持続させるための総合的施策を展開していただきたい。

以上